

横浜市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年3月横浜市規則第14号）新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<u>横浜市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u> (趣旨)	<u>横浜市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u> (趣旨)	法律名称改正による
第1条 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行については、 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令</u> （平成14年政令第367号）及び <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u> （平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (除却の必要性の認定の申請に係る添付書類)	第1条 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行については、 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令</u> （平成14年政令第367号）及び <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u> （平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (除却等の必要性の認定の申請に係る添付書類)	法律名称改正による 用語の変更による
第2条 省令 <u>第49条第1項第3号</u> の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 法 <u>第102条第2項第1号</u> の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類又はその写し (第2号及び第3号省略)	第2条 省令 <u>第76条の25第1項第3号</u> の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (1) 法 <u>第163条の56第2項第1号</u> の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認める者が証する書類又はその写し (第2号及び第3号省略)	以下、法の条ずれによる
2 省令 <u>第49条第2項第3号</u> の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (第1号及び第2号省略)	2 省令 <u>第76条の25第2項第3号</u> の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 (第1号及び第2号省略)	
3 法 <u>第102条第2項第1号</u> に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、省令 <u>第49条第1項</u> の規定	3 法 <u>第163条の56第2項第1号</u> に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、省令 <u>第76条の25第1項</u>	

にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。 (容積率の特例の許可の申請に係る添付書類) 第3条 省令第52条第1項の規則で定める図書又は書面は、案内図、配置図その他市長が必要と認めるものとする。	項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。 (容積率等の特例の許可の申請に係る添付書類) 第3条 省令第76条の30第1項の規則で定める図書又は書面は、案内図、配置図その他市長が必要と認めるものとする。
---	---